

規制の事前評価書

1. 政策の名称

信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 25 年 2 月 4 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状及び問題点

信用金庫及び信用組合（以下「信用金庫等」という。）は、会員及び組合員（以下「会員等」という。）（※）の間の相互扶助のための協同組織金融機関との位置づけのもと、会員等である中小企業及び個人への資金の貸付け等を原則とした上で、限定的に会員以外の者に対する資金の貸付け等（以下「員外貸付」という。）が認められている。

近年、地域金融機関の取引先の国際進出が活発化し、信用金庫等の会員等がアジア諸国など外国に設置した子会社（以下「外国子会社」という。）に製造工程の一部や販路の維持・開拓の機能を持たせる等の取組みが増加しているが、事業規模等の問題によって、現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合も多い。しかしながら、信用金庫等による外国子会社に対する資金の貸付け等は、現行制度上、員外貸付の一項目とされておらず、認められていない状況にある。

※会員等となれる者については、一定地区内の中小企業及び個人等に限定されている。

② 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記のような状況において、信用金庫等が地域の中小企業等からなる会員等のための金融機関としての役割を果たしていくためには、員外貸付の一項目として外国子会社に対しても資金の貸付け等を行うことができるよう、現行制度の改正を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

信用金庫法施行令第 8 条第 1 項、信用金庫法施行規則第 49 条の 2、第 50 条第 1 項

中小企業等協同組合法施行令第 14 条第 1 項、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第 1 条の 2、第 1 条の 3 第 1 項

(3) 規制の新設又は改廃の内容

上記(2)の政令及び内閣府令において定める、員外貸付の一項目として、会員等(事業の成長等により会員等の資格を喪失して一定期間内の者を含む)の外国子会社への資金の貸付け等を追加する。

5. 想定される代替案

国内外を問わず地区外に拠点を有する会員等の子会社(以下「地区外子会社」)への資金の貸付け等について、員外貸付の一項目として追加する。

6. 規制の費用(代替案における費用も含む。)

(1) 遵守費用

① 本案

信用金庫等において、会員等の外国子会社への資金の貸付け等を行うに当たり、当該与信先のリスク等を管理するための費用が発生する。

② 代替案

信用金庫等において、会員等の地区外子会社(国内、国外を含む)への資金の貸付け等を行うに当たり、当該与信先のリスク等を管理するための費用が発生する。(代替案においては、会員等の国内地区外子会社に係る費用について、本案に係る費用を上回る。)

(2) 行政費用

① 本案

行政庁(国)において、信用金庫等による会員等の外国子会社への資金の貸付け等業務の健全かつ適切な運営を確保するため、当該与信先が海外に所在することを踏まえた信用金庫等のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の状況について検証を行う費用が発生する。

② 代替案

行政庁（国）において、信用金庫等による会員の地区外子会社への資金の貸付け等業務の健全かつ適切な運営を確保するため、当該与信先が地区外に所在することを踏まえた信用金庫等のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の状況について検証を行う費用が発生する。（代替案においては、会員等の国内地区外子会社に係る費用について、本案に係る費用を上回る。）

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。 -

② 代替案

特段の社会的費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

信用金庫等による会員等の外国子会社への資金の貸付け等を員外貸付の一項目として認めることにより、海外への事業展開を行おうとする（会員等である）中小企業等が現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合であっても、事業展開上必要な資金を得ることが可能となる。

② 代替案

新たに員外貸付の一項目として貸付け等を認める範囲について、本案は会員等の外国子会社に限っているのに対し、代替案ではこれに加え国内の地区外子会社についても新たに認めることとなる。

したがって、海外への事業展開を行おうとする（会員等である）中小企業等が現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合であっても、事業展開上必要な資金を得やすくなることに加え、国内の地区外子会社が資金の貸付け等を受ける先の選択肢が増加する。

しかしながら、現行制度上、国内の会員等の子会社はその事業所所在地を地区とする信用金庫等からも（当該信用金庫等の会員等になることにより）資金の貸付け等を受けられることから、代替案で発生する追加的な便益（国内の地区外子会社の資金の貸し手に係る選択肢が増加することによる便益）は限定的である。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

信用金庫等において、外国子会社への資金の貸付け等を行うに当たり、当該与信先のリスク等を管理するための遵守費用や、信用金庫等のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の状況について検証を行うための行政費用が発生するものの、中小企業等が現地金融機関等からの資金の貸付け等を受けることが困難な場合でも、海外への事業展開を行うに当たり必要な資金を得られることが可能となるという便益が発生する。

したがって、当該便益は、地域の中小企業等からなる会員等の相互扶助による金融の円滑化を図るという協同組織金融機関の目的に適うものであることから、費用を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

上記7.②に述べたとおり、代替案においては、本案と比べて追加的に得られる国内の地区外子会社への資金の貸付け等が可能となることによる部分の便益は限定的であり、当該部分の費用を下回ると考えられる。

また、国内の子会社がその事業所所在地を地区とする信用金庫等からも資金の貸付け等を受けられるにもかかわらず、事業所所在地外からの資金の貸付け等が増えることとなれば、地域の中小企業等からなる会員等の相互扶助を旨とする協同組織金融機関のあり方との関係が問題となるおそれもある。

以上のことから、外国子会社への資金の貸付け等のみを認める本案の方が適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。